

畳類公正競争規約作成連絡会 合同委員会の概要

日 時：平成26年5月8日（木）13：00～15：30

場 所：経済産業省別館1回別館114各省庁共用会議室

出 席：関係団体

オブザーバー

議事概要：

1 消費者アンケートの集計結果について

- ・1～3月の消費者アンケートでは、約1万2千配布のうち4800弱の回答を得た。主な結果としては、
いぐさの原産地表示、使用薬剤の有無の項目の記載の要望が多く、一方で製品のランクについての要望はやや少なかった。
今後、このアンケート結果をもとに協議を進める予定。

2 公正競争規約原案について

(午前中の第8回の規約検討委員会の結果概要を説明のうえ協議)

- ・「規約第10条」の特定用語については、規格検討会（4/4、八代）の結果に基づき、当面は、「ひのさらさ」、「極」相当品の「最高級品」、及び「ひのさくら」、「特選」相当品の「高級品」に限り特定用語にすることとし、それ以外の用語は採用しないこととした。なお、ひのみどり以外の品種、中国産については、今後、検査規格等を整えたうえの検討とする。
- ・「規約第3条」の適用範囲の部分について、薄畳の畳床についてはJIS規格がないため内容や表現の検討等が必要との指摘あり。また、タッカー止めの適用の是非に関しても意見がでたが、基本的には安全性に配慮した補助的な使用は認める方向で検討。
- ・表示事項に関し、「規約第7条1項（3）」の畳製作技能士の記載に関し、1級畳技能士は個人の資格であり、組織としての資格ではないため、表示内容の正確性も問題から、記載の義務化は疑問との指摘あり。ただ、畳製作技能士は畳店にとって大事な資格要件であり記載の要望も強いため、ISO畳と全日畳で別途検討となった。
- ・「規約第17条」の畳類の1枚毎への証紙添付の義務化の現実性について意見がでたが、消費者のためには1枚毎の表示が望ましいとの意見もあり、今後の検討となった。

3 公正取引協議会の収支について

- ・第3回幹事会で決まった収入案に加え、今回作成した支出案について説明。

4 公正取引協議会会則について

- ・「会則第2条」の事務所については、前回の委員会で全日畳に置くのがよいとの話になった。ただし、将来的には独立した事務所を検討。
- ・「会則第22条」の総会の必要出席人数が会員総数の1/2となっており負担が大き

いとの見解がでたが、組織会員と個人会員を設ける等、他の協議会を参考にして対応を検討。

- ・「会則第20条」の総会の案内期間については、遠方の会員を配慮し20日前までに変更する。「会則第32条」の理事会についても余裕のある期間を検討。
- ・「会則第35条」の専門部会については、今のところ広報・調査・ランク付け検討の3部会を検討中である。

5 ブロック地区説明会の進め方について

- ・ブロック会議の日程、進め方について説明。なお、前回はこちらかと言えば行政側の説明が主体であったが、今回の説明会は業界の合意形成が主な目的のため、連絡会主催で、説明は連絡会の各委員が説明を行う構成とする。併せて、FAXで意見・要望を募ることとする。

6 ブロック説明会の資料について

(資料案について、下記点を検討)

- ・P-5の国産畳表の出荷証明書について出荷年月日を削除し(ロット番号で代替のため)、畳床の出荷証明書の種類にインシュレーションボードを追加する。
- ・P15のスケジュールについて、各段階やゴールの目標時期の記載の要望があったが、次の幹事会での検討を予定。
- ・公正競争規約原案そのものの提示について要望があったが、次の幹事会での検討を予定。

以上